

第192回国会（臨時会）・質問第57号 参議院議員糸数慶子議員「個人の尊厳と仮放免に関する質問主意書」（2016年12月13日）

答弁書第57号 参議院議員糸数慶子君提出個人の尊厳と仮放免に関する質問に対する答弁書  
(2016年12月22日)

個人の尊厳と仮放免に関する質問主意書

昨年9月15日、法務大臣は、第5次出入国管理基本計画を策定し、その中で「退去強制手続は、原則として身柄を收容して手続を進めることとされているが、様々な理由により收容が長期化した場合には、被收容者の心身の状態等個々の事情を総合的に考慮し、人道的な配慮が必要と判断されれば、收容をいったん解く仮放免の許可を行っている」としている。仮放免者といえども「人」である以上、先進国として仮放免者に対する最低限の取り扱いが求められることは言うまでもない。

しかしながら、我が国政府が仮放免者を送還までの間どのように取り扱っているかについては、仮放免者の就労禁止条件、仮放免期間、收容令書又は退去強制令書に基づく收容と同日の仮放免（以下「即日仮放免」という。）などの点において、実情は未だ明らかにされていない。そこで、以下質問する。

一 仮放免に附された就労禁止条件

- 1 平成27年9月18日付で、「退去強制令書により收容する者の仮放免措置に係る運用と動静監視について（通達）」が発出されているが、同通知を発出するに至った事実（政策判断の基礎となる事実）を示されたい。また、事実（政策判断の基礎となる事実）となる統計資料があれば、併せて示されたい。

一の1について

お尋ねの通達は、退去強制令書による收容中に仮放免された者が近年急増しており、これらの者の実態を把握し、仮放免制度の適正な運用に努めていく必要性が増大したことから発出したものである。具体的には、平成10年から平成27年までの退去強制令書による收容中に仮放免された者の人数は、各年末時点において、平成10年が91人、平成11年が105人、平成12年が172人、平成13年が226人、平成14年が371人、平成15年が435人、平成16年が416人、平成17年が422人、平成18年が631人、平成19年が997人、平成20年が1,289人、平成21年が1,336人、平成22年が1,618人、平成23年が2,002人、平成24年が2,645人、平成25年が3,235人、平成26年が3,404人、平成27年が3,606人である。

- 2 仮放免者は、近時厳しく就労が禁止され、公的給付も受けられない。一方で、退去強制手続や難民認定申請手続等には期間の定めがないため、仮放免者は長期間生活の糧を奪われた状態を強いられている。また、手続の結果として在留を認められる場合にも、就労禁止期間が長く続

くことにより、それまでの合法在留期間等において築いた生活基盤を破壊される例も少なくない。かかる状態をできる限り短縮すべく、出入国管理及び難民認定法（以下「入管難民法」という。）等に退去強制手続等の処理期間の定めをおくことは検討されているか。検討されている場合、その進捗状況を明らかにされたい。検討されていない場合、その理由を明らかにされたい。

一の2について

退去強制手続にあつては、容疑者の違反態様や引き続き本邦に在留しようとする意思の有無等に応じて違反調査等に要する期間は様々であることから、お尋ねの「処理期間の定め」を設けることは考えていない。また、難民認定手続にあつては、法務省が平成22年7月16日に公表した「難民認定審査の処理期間に係る目標の設定と公表について」において、難民認定申請案件について標準処理期間を6か月とすることとしている。

- 3 仮放免に附された就労禁止条件に違反して、入管難民法第55条第1項に基づき仮放免が取消された者の人数について、過去30年間の人数を年ごとに示されたい。

一の3について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 4 仮放免に附された就労禁止条件に違反して、仮放免の期間延長が不許可とされた者の人数について、過去30年間の人数を年ごとに示されたい。

一の4について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

## 二 仮放免期間

- 1 2016年3月末日現在、退去強制令書が発付されたものの未だ送還されていない仮放免者は何人か示されたい。また、このうち難民認定申請者は何人か示されたい。

二の1について

お尋ねの「難民認定申請者」が難民認定手続中の者以外の者を含む趣旨か必ずしも明らかではないが、平成28年3月31日時点の退去強制令書による収容中に仮放免された者は、3,586人であり、そのうち同時点で難民認定手続中の者は、1,837人である。

- 2 前記二の1の退去強制令書が発付されたものの未だ送還されていない仮放免者のうち、仮放免が許可されてから、①10年以上経過している者、②10年未満7年以上経過している者、③7年未満5年以上経過している者、④5年未満3年以上経過している者、⑤3年未満経過している者の人数をそれぞれ示されたい。また、①から⑤のうち、難民認定申請者の人数も併せて示されたい。

二の2について

お尋ねの「難民認定申請者」が難民認定手続中の者以外の者を含む趣旨か必ずしも明らかではないが、平成28年3月31日時点の退去強制令書による収容中に仮放免された者は、3,586人であり、そのうち同時点で、①仮放免の期間が10年以上経過している者は46人、そのうち難民認定手続中の者は21人、②仮放免の期間が7年以上10年未満の者は190人、そのうち難民認定手続中の者は91人、③仮放免の期間が5年以上7年未満の者は433人、そのうち難民認定手続中の者は269人、④仮放免の期間が3年以上5年未満の者は888人、そのうち難民認定手続中の者は431人、⑤仮放免の期間が3年未満の者は2,029人、そのうち難民認定手続中の者は1,025人である。

- 3 入管難民法の規定により送還が予定される者であっても、送還までの間、本邦に在留する仮放免者の個人の尊厳は重んじられるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二の3について

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第54条第2項においては、収容令書又は退去強制令書により収容されている者について、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して仮放免することができる旨規定されているところ、これは、出入国の公正な管理を図るため、必要な範囲で付されるものである。

### 三 即日仮放免が許可された者の人数と保証金

我が国の退去強制手続では全件収容主義を採用しているとする見解があるが、即日仮放免が許可されている運用について、以下質問する。

- 1 過去5年間の入管難民法第39条第1項の収容令書に基づき収容された者の人数と、収容と同日に仮放免が許可された者の人数をそれぞれ年ごとに示されたい。

三の1について

収容令書により収容された者は、平成23年が15,816人、平成24年が11,937人、平成25年が8,376人、平成26年が7,795人、平成27年が8,394人である。

また、収容令書により収容された当日に仮放免された者は、平成23年が1,547人、平成24年が1,709人、平成25年が1,234人、平成26年が1,136人、平成27年が807人である

- 2 過去5年間の入管難民法第52条第5項に基づく退去強制令書の発付を受け収容された者の人数と、収容と同日に仮放免が許可された者の人数をそれぞれ年ごとに示されたい。

三の2について

退去強制令書により収容された者は、平成23年が7,317人、平成24年が7,065人、平成25年が6,679人、平成26年が5,844人、平成27年が6,541人である。

また、退去強制令書により収容された当日に仮放免された者は、平成23年が22人、平成24年が40人、平成25年が51人、平成26年が82人、平成27年が67人である。

- 3 前記三の1及び2のうち、未成年者の人数をそれぞれ示されたい。また、即日仮放免に当たり、未成年者に対しては収容に伴う悪影響を考慮した運用がなされているのか明らかにされたい。

三の3について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

また、お尋ねの「収容に伴う悪影響を考慮した運用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、収容令書又は退去強制令書により収容された者の年齢、健康状態等に鑑み人道的配慮を要する場合には、収容当日に、仮放免の措置を採るなど適切かつ柔軟に対応している。

- 4 前記三の1及び2のうち、職権に基づき仮放免が許可された者の人数をそれぞれ示されたい。

三の4について

収容令書により収容された当日に職権で仮放免された者は、平成23年が1,043人、平成24年が1,335人、平成25年が1,049人、平成26年が882人、平成27年が553人である。

また、退去強制令書により収容された当日に職権で仮放免された者は、平成23年が12人、平成24年が18人、平成25年が38人、平成26年が58人、平成27年が40人である。

- 5 前記三の1及び2について、入管難民法第54条第2項に基づく保証金の金額ごとの件数及び平均額を示されたい。

三の5について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 6 自由権規約委員会が2014年12月に発表した一般的意見第35号の内容を政府は認識しているか示されたい。また、政府は、自由権規約第九条に規定する恣意的拘禁についても一般的意見第35号と同様、合理的な理由がない拘禁、合理的な期間を超えた拘禁は恣意的拘禁にあると解釈しているのか、政府の認識を明らかにされたい。

三の6について

御指摘の自由権規約委員会の一般的意見は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和54年条約第7号）第9条に関して記されているものであると承知している。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「合理的な理由がない拘禁」及び「合理的な期間を超えた拘禁」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、同条の解釈については、条約文等の文脈により、かつ、その趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実にやっている。

右質問する。